

2017年度

埼玉県への政策制度要請

7分野 18項目

I. 雇用労働政策

1. 国、学校、特に労使団体等との連携を強化し、すべての高校生が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を学ぶ機会を設けること。

<要請の根拠>

若者の労働問題の発生や早期離職を食い止めるために、学生、若者が就職する前やアルバイトをする際に、労働法、ワークルール、社会保険の仕組み等に関する基礎的な知識を身につけておくことは極めて重要である。連合埼玉が大学・短大・専門学校を訪問した際に、アルバイト先でのトラブルに関する相談や、就職活動をしている学生からの賃金に関する問合せがあり、学校も学生も関心が高いことを確認している。

高校生においては、進学する場合でも進学後すぐにアルバイトを始めるケースも多くあることをふまえば、就職する生徒の多い学校に限らず、すべての高校が“生徒の学ぶ機会”を設定するよう促し、さらには、現場をよく知る労使の関係者が直接教えることが有効と考える。

2. 障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、障がい者の雇用の促進と職業の安定をはかるため、障がい者雇用促進等と就労支援に関する条例を制定し、県と取引関係のある事業主に対し障がい者雇用率達成にむけた支援をおこなうこと。

<要請の根拠>

障がい者に対する雇用での差別の禁止や障がい者が働くうえでの支障を改善する合理的配慮義務等の「障害者雇用促進法」が2016年4月に改正された。また法定雇用率も2018年4月および2021年3月末までのいずれかの時期で段階的に引き上がる予定となっている。埼玉県内に本社がある民間企業の実雇用率は、昨年6月現在で1.93%であり全国平均を上回っているが、法定雇用率を達成している企業の割合は49%と約半数である。障がい者が安心して働けるように、法定雇用率の達成に向けた取り組みが必要である。そのために埼玉県と取引関係(契約・補助金・公の指定管理)にある事業者に対し、法定雇用率の達成に向けた取り組みへ誘導および支援をするための条例を制定する必要がある。

II. 福祉・社会保障政策

1. 育児、介護、障がい、貧困など、同時に2つ以上の問題に直面する家庭での複雑化した課題の解決に向け、包括的・総合的な相談支援体制を各市町村が構築できるよう、県は各市町村に対し財政措置を講ずること。

<要請の根拠>

育児、介護、障がい、貧困などの問題を複数同時に抱えている家庭では、その福祉ニーズは複合化・複雑化している。相談者が抱える複数の問題に対し、それぞれの相談機関に回る手間を省くため、複合化・複雑化したニーズを的確にとらえ、包括的・総合的に相談できる支援体制(窓口等)を市町村に設置する必要があり、設置を促進するために、埼玉県は各市町村に対する財政措置を講ずる必要がある。

2. 介護労働者の処遇改善とキャリア形成を促進するため、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を推進し、段位取得者がいる事業所で段位制度のレベルにもとづく賃金格付けを実施した事業所に対する県独自の助成金制度を創設すること。

＜要請の根拠＞

全国では2025年には3人に1人が65歳以上、5人に1人は75歳以上になることが見込まれており、埼玉県においても総人口にしめる高齢化率は年々上昇し、総務省の調べでは2025年までに28.4%に達すると予測されている。このように高齢化が急速に進むなか、要介護者の増加は避けられない問題である。また2025年に全国で必要な介護人材は253万人にのぼると推定されているが、確保できる人材は215万人とされ、38万人が不足する恐れがあり、人材確保は喫緊の課題である。しかし現状は、「賃金が低い」「介護業務に対する社会評価が低い」などの労働環境への不満があり離職率が全産業より高い状況にある。こうしたことから国では介護人材不足解消にむけ、2013年1月より「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」が開始されている。この段位制度を推進する観点から、埼玉県は、段位取得者がいる事業所で、その職業能力に対し賃金格付けを実施している事業所に、助成金を創設し財政支援をおこなう必要がある。

3. 介護職員が職場でトラブルに巻き込まれた場合に相談できる第三者機関を各市町村に設置するよう県がうながすこと。当面県内にモデル市町村を選定し財政支援をおこなうこと。

＜要請の根拠＞

介護サービスに対する社会的ニーズが増大しているが、依然として高い離職率が介護職員にある。介護職員と利用者、またその家族との関係や、事業所の介護の仕方と利用者の家族の要望がかみ合わず板ばさみ状態等が、就業継続困難を招いている理由の一つと考えられる。本来、介護職員と利用者間のトラブルについては、事業所での解決が望ましいが、実際には事業者が利用者の立場に立つことがあり、介護職員に責任をおしつけられることもある。

埼玉県内で介護職員相談窓口を設置しているのは1市しかないが、前向きに検討している市町もあることから、埼玉県として当面、埼玉県高齢者支援計画に定める老人福祉圏域の10圏域ごとにモデル市町村を設定し、そこに介護職員相談窓口が設置されるよう財政支援を講ずる必要がある。

4. 高齢ドライバーが運転免許証を自主返納しても安心して生活がおくれるよう、地域包括支援センターにつなぐシステムをもつ相談窓口を、全警察署および運転免許センターに設置すること。

＜要請の根拠＞

高齢ドライバーの交通事故が社会問題化する中、3月に改正道路交通法が施行された。新制度では、認知機能が衰えているかどうかを判別する仕組みが強化され、免許更新時の講習が拡充された。このことで、医師の診断を受ける人は大幅に増える事が予測される。警察庁のまとめでは昨年、免許更新時の認知機能検査のほか、相談や事故がきつ

けで診断を受けたのは5,095人で内1,845人が免許取り消しなどになっている。新しい制度では約10倍の年間約5万人が診断を受け、内約1万5千人以上が免許の停止や取り消しになると、試算している。

認知症検査で第1分類の認知症のおそれありと判断された高齢ドライバーには、免許の自主返納を相談できる窓口が必要である。認知症検査で第1分類となった人すべてを対象に面談を実施し、家族の同席も求め、免許を返納する意思を示した人が望めば地域包括センターにつなぐ、専門の相談窓口の設置が必要である。

Ⅲ. 交通政策

1. 運転免許証自主返納者への対応として、高齢者の身体的負担、経済的負担に配慮した日常生活における移動手段の確保をはかり、あわせて高齢者への周知をおこなうこと。

<要請の根拠>

近年、高齢者の免許証自主返納が推進され、2015年には全国で28万人を超える人が自主返納をおこなった。一方で、自主返納を検討していても、買い物、仕事、通院等生活に直結する目的で運転している人は代替交通手段が確実に確保できないと返納をためらうこととなる。また、代替交通手段があつたとしても、繰り返し利用することによる交通費負担の増加を心配する声も多い。

これらの状況を考えれば、返納者にとっては、安全で利用しやすい移動手段の存在が必須であると考ええる。

Ⅳ. 消費者政策

1. 消費者が環境や社会に配慮した製品やサービスを選んで消費することにつながるよう、消費者に対する「エシカル消費」についての消費者教育、広報活動を強化すること。

<要請の根拠>

環境問題に対しては、北米の「プロダクトスチュワードシップ」の観点から、3R (Reduce、Reuse、Recycle) の推進や、より環境性能の高い製品を選ぶ、また、責任を持って製品の廃棄をおこなうといった、消費者のより積極的な関与の強化が求められている。また、他にも「食品ロス」の削減や「食の安全」の推進など社会的課題に対する対応や解決に向けては、消費者によるところが大きくなっている。

持続可能な消費活動のためには、地球環境保全や社会的課題に対する対応を前提とした消費行動である「エシカル消費」について、消費者が理解をし、個々の消費行動に反映しなければならず、そのためには、消費者に対してライフステージに応じた幅広い消費者教育を実施する必要がある。

2. 消費者の悪質クレームや暴力が発生しないよう、人権尊重と倫理的な行動を取る消費者行動の啓発活動を推進するとともに、消費者への教育をすること。

<要請の根拠>

接客業等においては、消費者からの苦情については適切に対処される必要があるものの、長時間の拘束や、土下座による謝罪請求、人格を否定する暴言、威嚇・居座りなど、一般常識を超えた、いわゆる悪質クレームが働く者に大きなストレスを与えており、深刻な問題となっている。

「消費者教育の推進に関する法律」が制定され、消費者の保護や自立を目的とした消費者教育は実施されているが、一方で、悪質クレームの発生を抑止しうる倫理的消費行動を喚起する教育がおこなわれていない。消費者教育のなかで、いわゆる悪質クレームの事例共有や、ポスターなどによる広報等、啓発活動の推進が必要である。

V. 防災・減災政策

1. 自然災害などで建設する応急仮設住宅は木造での建設を優先的におこなうこと。

<要請の根拠>

東日本大震災では53,013棟の仮設住宅が建設されたが、そのほとんどがプレハブでの建設であったが、福島県においては、地元業者と県産材の活用を条件として応急仮設木造住宅約4,000戸が建設された。また、熊本地震においては、4,303戸が建設され、建設総数に占める木造比率は15%（683戸）となっている。

木造の仮設住宅は、約2週間で完成するプレハブ仮設受託に比べ、約3週間と早さでは劣るものの、その居住性は大きく上回っており、また、費用としても、プレハブ仮設住宅が1戸あたり約700万の費用がかかっているのに対して、木造仮設住宅は約450万で建設ができるとされており、また、恒久住宅への転用も可能とメリットが大きい。さらに、地元業者の活用、県産材の活用につながる可能性もある。

県内において、大規模災害が発生した際には、迅速さが最優先されるものとは考えるが、近年では仮設住宅での住居期間が長期化する例も多いため、その際には可能なかぎり木造での仮設住宅を優先する必要がある。

VI. 教育・子育て政策

1. 2年連続（2015、2016年）埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」で言及された、教育職員の勤務時間の把握、負担軽減に向けた対策を進め、教育職員がワークライフバランスのとれた働き方ができ、それぞれが持っている能力を発揮し、生き生きと児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ること。

<要請の根拠>

埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」によると2015年には「教育職員の勤務状況の把握」、2016年には「教職員の勤務の負担軽減に向けた対策」を進めていくこととの記載がある。また、2017年4月に文部科学省が発表した「教員勤務実態調査」でも中学教諭の約6割が、厚生労働省の「過労死ライン」（残業が月80時間超）に該当す

る長時間労働であることから、教育職員の勤務時間の把握により負担軽減につなげていくことは喫緊の課題である。

2. 児童・生徒が重大事件に巻き込まれることなく、学校および地域社会で心身ともに安心して生活が送れるよう、以下の体制を再構築すること。

(1) 学校の相談体制を拡充・充実させるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スチューデントサポーター、さわやか相談員、教職員等の連携を密にし、子どもたちや保護者を支援する体制を再構築すること。

(2) 地域社会においては、要保護児童対策地域協議会で児童相談所、保健所、警察、教育委員会、学校などの関係機関が情報共有をはかり、重大事件に発展する前に対策を打つ体制を再構築すること。

<要請の根拠>

2015年2月に川崎市で中学生が、2016年8月には埼玉県東松山市で少年が重大犯罪に巻き込まれる事件が発生してしまった。学校や地域社会で、こうした犯罪防止の体制が構築されていると思うが、今一度「他人事ではない自分事」として、関係者および関係機関が2度と同じような犯罪を自分の周りで起こさせないという意識を再認識する必要がある。

3. 義務教育での学校給食費無料化を進めるため、その一部の費用を補助すること。

<要請の根拠>

2017年4月現在、全国で60の市町村で給食の無料化を実施している。さらに、無料化までにはいたらないが、給食費の一部助成や第3子以降は無料など条件はありつつも、保護者の負担軽減に取り組んでいる市町は、埼玉県内9市町確認されている。(いずれも連合埼玉調べ) 全国的にも学校給食の無料化の流れは大きなものとなっており、埼玉県および県内市町村においても子ども・子育て支援、保護者の教育費用負担の軽減のため、学校給食の無料化を進める必要がある。

4. 県内の市町村における「子ども食堂」の開設・運営支援を目的とした助成制度等にかかる費用の一部を負担すること。

<要請の根拠>

厚生労働省の調査によると、2015年段階で子どもの相対的貧困率は13.9%となっており、7人に1人が貧困状態となっている。また、共働きや一人親世帯の増加に伴い、子どもが一人で食事をする「孤食」が問題視されてきている。

このような中、子どもの貧困対策として、また、安心できる居場所づくりとして、全国で「子ども食堂」が注目されている。既に多くの自治体で運営費等の助成制度を設けており、また、群馬県太田市のように児童館等の公的施設を利用し、自治体が直接運営している例もある。

県内には60を超える「子ども食堂」があるが、食材の調達や、会場費など運営にかかる課題も多く、公的支援が求められている。埼玉県議会においても2月と6月の定例会にて議員からの一般質問にて「子ども食堂」に関する質問がなされており、県内の「子

ども食堂」に関する実態調査をおこなっているところで具体的な支援についてはこれからの検討だとの回答がなされているが、実態に即した支援制度とするためには慎重な論議が必要となるものの、子どもの貧困対策や安心できる居場所づくりは喫緊の課題であり、早急な対応が求められる。

5. 待機児童解消に向け、引き続き県および市町村が連携し、よりよい保育環境を確保しつつ、入所申込みした人が保育所等に入れるよう保育所等の整備を進めること。

<要請の根拠>

埼玉県では従来より「埼玉県子育て応援行動計画の推進」として、保育所の整備促進、多様な保育施設への支援、幼稚園における保育の促進、延長保育や一時預かり事業など多くの予算を確保し、子育て支援を推進している。しかしながら、待機児童の定義変更の影響もあるが、2017年4月1日現在の県内の保育所等待機児童数は、対前年比232名増の1258人。また、待機児童にカウントされていない、いわゆる「隠れ待機児童」は、待機児童の約4.7倍の5928人いる現状から、待機児童および隠れ待機児童の人数はまだ多いと言わざるをえない。引き続き、利用者の多様化するニーズに対し多様な選択肢によりすべての子どもが希望する保育所に入所でき、より安心・安全な保育環境を確保するための施策を整備する必要がある。

Ⅶ. 人権・男女平等政策

1. 性的指向や性自認に関する差別を防止するため、以下の施策を実施すること。

- (1) 教育現場をはじめとする公共サービスの提供時において、性的指向や性自認に関するきめ細かな対応をはかるため、研修の実施や各種相談体制の整備を継続しておこなうこと。
- (2) 性的指向や性自認(性同一性障害を含む)に関する県民の正しい理解を進めるため、一般向けセミナーの開催数増加やリーフレット作成など、啓発活動の強化を推進すること。

<要請の根拠>

教育現場など公共サービスの提供現場をはじめ社会全体で、性的指向や性自認(性同一性障害含む)に関する深刻な実態への認識が深まり、差別の解消が大きな課題となっている。性的指向や性自認に関する差別解消の取り組みは始まったばかりであり、各種インフラや制度の整備を進めていくにあたって、社会全体の理解促進が非常に重要である。